

平成23年9月30日

京丹後市議会

議長 池田 恵一 様

議会活性化特別委員会

委員長 大同 衛

議会活性化特別委員会調査報告書

議会活性化特別委員会における調査検討事件について、会議規則第100条の規定に基づき、下記の通り報告する。

記

1 調査検討事件

京丹後市議会活性化のための調査検討

2 調査の目的

京丹後市議会が行ってきた改革の検証を行い、引き続き議会の活性化に向け、さまざまな面から議会に関する検討を行う。

3 調査検討経過（調査検討等の実施期日及び項目）

（1）第1回委員会 平成22年12月22日（火）

①正副委員長の互選について

（2）第2回委員会 平成23年1月4日（火）

①今後の委員会の進め方と日程について

（3）第3回委員会 平成23年1月13日（木）

①委員会での検討課題と今後の委員会の進め方について

（4）第4回委員会 平成23年1月20日（木）

①議会基本条例の検証について

- (5) 第5回委員会 平成23年1月27日(木)
 - ①議会基本条例の検証について
- (6) 第6回委員会 平成23年2月8日(火)
 - ①平成22年議第12号 京丹後市議会基本条例の一部改正について
- (7) 第7回委員会 平成23年2月16日(水)
 - ①平成22年議第12号 京丹後市議会基本条例の一部改正について
- (8) 正・副委員長 平成23年2月17日(木)
 - 市長、副市長、教育長との協議並びに意見交換
 - ①政策協議会について
 - ②執行機関としての計画議決に関する評価
- (9) 第8回委員会 平成23年3月17日(木)
 - ①平成22年議第12号 京丹後市議会基本条例の一部改正について
 - ②市議会に関するアンケートについて
- (10) 第9回委員会 平成23年3月24日(木)
 - ①市議会に関するアンケートについて
 - ②今後の日程調整について
- (11) 第10回委員会 平成23年4月11日(月)
 - ①委員長辞任について
- (12) 第11回委員会 平成23年5月6日(金)
 - ①委員長辞任について
- (13) 第12回委員会 平成23年5月18日(木)
 - ①今後の検討について
- (14) 第13回委員会 平成23年6月3日(金)
 - ①議会報告会について
- (15) 第14回委員会 平成23年6月16日(木)
 - ①議会報告会について
 - ②市議会に関するアンケートについて
- (16) 京丹後市議会議員退職者との懇談会 平成23年6月21日(火)
 - ①議会活動の現状について意見交換
- (17) アンケート発送準備作業 平成23年6月27日(月)
- (18) アンケート集計作業 平成23年7月7日～19日
- (19) 第15回委員会 平成23年7月21日(木)
 - ①アンケートの中間集計・分析について

- (20) 第16回委員会 平成23年8月1日(月)
 - ①アンケート調査結果報告書のまとめについて
 - ②議会基本条例の見直しについて
- (21) 第17回委員会 平成23年8月10日(水)
 - ①アンケート調査報告書の配布について
 - ②議会基本条例の見直しについて
 - ③議員定数・報酬について
- (22) 法政大学法学部 廣瀬克哉教授との懇談会 平成23年8月15日(月)
 - ①議会改革全般についての意見交換
- (23) 第18回委員会 平成23年8月19日(水)
 - ①議会基本条例の見直しについて
 - ②議員定数・報酬について
 - ③懇談会のあり方について
- (24) 委員長 執行機関との協議 平成23年8月24日(水)
 - ①議決に係る計画と協定に関する運用基準の協議
- (25) 第19回委員会 平成23年8月30日(火)
 - ①市民と議会の懇談会について
- (26) 第20回委員会 平成23年9月12日(月)
 - ①議員定数・報酬について
- (27) 委員長 執行機関との協議 平成23年9月20日(火)
 - ①議決に係る計画と協定に関する運用基準の協議
- (28) 第21回委員会 平成23年9月22日(木)
 - ①議決に係る計画と協定に関する運用基準の協議
 - ②議員定数・報酬について
- (29) 第22回委員会 平成23年9月26日(月)
 - ①委員長報告書について
- (30) 委員長 平成23年9月29日(木)
 - 市長、副市長との協議並びに意見交換
 - ①政策検討会議について
- (31) 第23回委員会 平成23年9月30日(金)
 - ①議会基本条例の見直しについて
 - ②委員長報告書について
- (32) 第24回委員会 平成23年9月30日(金)

①議員報酬について

②委員長報告書について

4 調査検討の概要と結論（総括）

平成18年9月に設置された議会改革特別委員会において、議会改革について調査検討がなされ、議会基本条例（以下条例）が策定された。条例は平成20年4月1日より施行され、その後、手探りのなかで具体的に条例の運用を進めてきたなか、日経グローバルによる平成22年3月の全国市区調査では、議会改革度のランキングで全国トップとの評価を得たが、一方では、外部からの称賛の声と住民の評価との落差を個々の議員が感じており、また、条例の運用面においても議会報告会、陳情審査、計画・協定の議決、自由討議などにそれぞれが課題を認識する状況になっていた。

そのため、平成22年12月議会において、条例第21条に基づき、京丹後市議会が行ってきた改革の検証を行い、引き続き議会の活性化に向け、様々な面から議会に関する検討を行うため、本委員会は設置された。

委員会は、当初、進め方と検討課題について整理し、アンケート調査を実施すること、議会基本条例の運用を含めた検証を行い、見直しの必要な場合は改正案を策定すること、議員報酬・定数について検討すること、それから特に、議会基本条例に定めた議会報告会のあり方について検討することとした。

（1）アンケート調査の実施

本議会では、平成18年10月から11月にかけて、議会改革特別委員会において議会に対しての市民の意識・意向を把握し、意見・要望を議会改革に反映することを目的に、「市議会に関するアンケート」調査を実施し、その結果を取りまとめて「京丹後市議会に関するアンケート調査結果報告書」を作成し、積極的な公開を実施した。

そして、このアンケート結果も参考としながら、議会および議員の活動原則などを議会基本条例に定め、議会改革を行ってきたところである。

今回は、さらに議会の活性化を進めるために、これまで行ってきた議会改革に関する意識・評価を把握し、改革の検証を行うとともに、市議会に対する意見・要望を活性化に反映することを目的として、「市議会に関するアンケート」を作成し、6月から7月にかけて無作為で抽出した2,500人の市民を対象に郵送による無記名アンケートを実施した。

このアンケート調査においては、824人の方から回答を頂き、その結果を

「京丹後市議会に関するアンケート調査結果報告書」にまとめ、調査検討の資料とするとともに、積極的に公開するため、作成後直ちに議会ホームページで公開している。そして、さらに11月発行の議会だよりで全文掲載する予定である。

(2) 議会基本条例の運用を含めた検証と、見直し事項の改正案の策定

まず、条項ごとに条例の運用面も含めて自由討議による検証を行い、そこでの意見をもとに改正が必要と認められる条項について、たたき台となる修正案を作成し、現条例と対照しながら、条項ごとに意見交換し、改正案をまとめた。

条例の目的を定める第1条については、検証における意見交換において、前文に掲げた二元代表制の重要性を改めて認識しなければならないことが確認されたことと、市民参加という表現を含め、そのあり方について議論となるなかで、「市政の情報公開と市民参加を原則とした」をより包括的な住民自治という字句に置き換え、「二元代表制のもとに、住民自治を推進することを原則とした」と改正することに決定した。

第2条第1項は、ただ単に監視するというだけでなく、PDCAサイクルで位置づけられているところのチェック（評価）が必要であり、議会の審査そのものが事業評価・事業仕分けの役割を果たすべきであるという認識からも、監視に続けて「及び評価」の字句を追加することと決定した。

第2条第2項は、政策立案の前に政策提言があること、一般質問を含め幅広く政策提言がまず第1にあり、政策立案は議案の形をとる議会の意思決定に係るものであるとの整理のもとに、これまでの条例の運用状況を踏まえ、市民参加の機会拡充を追加し、「必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案する」を「市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努める」と改正することに決定した。また、字句の整理として、「市民と一緒に」を「市民とともに」に改正することとした。

第2条第3項については、条文の整理として、「取り組むとともに」を「取り組み」に、「理由等を説明する責任」を「理由等の説明責任」に改正することとした。

第2条第4項は、他の事例も参考にして、条文の整理をするとともに、現状の運用を踏まえ、「この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる京丹後市議会会議規則(平成16年京丹後市議会規則第1号)、京丹後市議会委員会条例(平成16年京丹後市条例第230号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。」を「議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項

を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。」に改正することに決定した。

第2条第5項は、傍聴という言葉を市民主権の観点を含め、時代に合わせて考える必要があり、「傍聴の意欲を高めるような」から傍聴という字句を削除し、条文を追加し、「議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で」に改正することに決定した。

第3条第3項は、議員の活動原則であり、努力目標的表現でなく義務的に厳しく考える必要があることと、併せて条文の整理をして、「福祉の向上を目指して活動しなければならない」から目指してを削除し、「福祉向上のため活動するものとする」に改正することに決定した。

第4条第4項は、会派代表者会を条例に位置付けるために、「議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会を開催するものとする。」と、条項を追加することに決定した。

第5条第1項は、第2項にも規定していた情報公開に関する規定を整理し、第2項から「本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに」を第1項に移行して追加することとした。そして、ここでの原則公開においては、公開から除外するのは秘密会と公式でない会議のみであることが確認された。

また、市民に対して行政・議会の情報を積極的に公表して情報の共有を図ることが第一義的な説明責任であり、市民に情報を知って頂き、さらに情報を理解してもらうことを推進する観点から、条文を整理することとし、「積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない」を「積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする」と改正することに決定した。

第5条第2項は、第1項へ移動した条文の削除と、議会報告会等について第5項に移動してまとめて整理するため削除することと、併せて字句を整理し、「市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう」と改正することに決定した。

第5条4項は、これまでの請願・陳情の審査状況等を踏まえると、政策提案を政策提言とすることが適切であること、また、市民が主権者であることの原則からの指摘についても報告書に明記するなかで、必要があると認める場合との文言を追加することとし、「政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見」を「政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見」と改正することに決定した。

第5条第5項は、まず、第2項から議会報告会等の字句の移動があり、これにこれまでの議会報告会の状況と、議会報告会のあり方に関しての意見交換での意見を踏まえて条項を全面的に見直し、「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする」を「議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催しなければならない」と改正することに決定した。

第7条第2項は、条文の整理として「明らかにするとともに」を「明らかにし」と改正することとした。

第9条第1号は、地方自治法の改正により、「地方自治法第2条第4項」及び「に基づく」を削除し、本市においてはまちづくり基本条例において、基本構想及び基本計画が位置付けられているので、「京丹後市まちづくり基本条例第3条第2項」及び「及び」と改正することに決定した。

第9条第2号は、「前号に掲げるもののほか」を削除し、「前号に掲げる基本計画に基づく」と改正することにより、議決計画について、執行機関との協議により、総合計画に位置付けられた計画に基づき運用基準において整理することとした。この整理により、今後は、運用基準において、具体的に議決する計画が位置付けられるものである。

第9条第3号は、意見交換のなかで、提携又は協定と狭く捉えるのではなく、より広く包含した協定等とし、当初は予算を伴わないとしても、将来的な展開までを担保できるわけではなく、様々な事例が考えられるなか、条文を「提携又は協定のうち、予算を伴うもの」から「協定等のうち、予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるもの」と改正することに決定した。なお、具体的運用については、執行機関との協議により提出を受けた協定等の資料をもとに意見交換し、運用基準において議決事件にふさわしくない協定等の事例の一覧を別表として付け、議決を必要としない協定等について整理を行った。

第10条の条例の見出し「討論による合意形成」について、これまでの事例において最初から合意形成の余地のない事例も多く、それらの事例を踏まえて現実的な表現とすることが適切であることから、「議員間討議の拡大」に改正することに決定した。

第10条第1項は、これまでの委員会主義での運営のなかでの議員間討議の

あり様を踏まえ、「議長は」を削除することにより、本会議のみでない全体での自由討議の位置づけの整理をすることとした。

第10条第2項は、議会は言論の府であり、自由討議を含む議論の経過が結果と同様に重要であることと、条文を整理し、「その結果について市民に対して」を「その経過及び結果について市民への」に改正することに決定した。

第10条第3項については意見交換において全面的見直しが提言されたことから、全文削除することを検討しているが、新たな条項が執行機関との間で協議中であり、協議が整うのを待つこととした。

なお、新たに、削除を検討している第10条第3項に代わる条項として、また、平成22年議第12号の条例改正の付託審査における、先進議会の事例等を参考に前向きな政策協議の場が必要であるとの合意から、市長等との協議も一定行った経緯を踏まえ、将来での必要性を考慮し、第10条の2（政策検討会議）、第1項「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して政策検討会議を開催することができる」と、第2項「政策検討会議に関して必要な事項は別に定める」の条項を追加することとして、執行機関とその可能性やあり方等について協議中であり、協議が整った時点で、第4章の表題においてもこれを追加し、「討論の拡大と政策検討会議」と改正することとした。

第11条第1項は、第11条が委員会の規定であり、「議会」と広く捉えるのではなく、自主性等を考え、「委員会」とすることとし、「適切な運営」についても、第11条の見出しと同じ表現であり、より具体的な表現として字句を整理することとして、「適切な運営に努めなければならない」を「市民に分かりやすい運営に努めるものとする」と改正することに決定した。

第11条第2項は、これまでの委員会による懇談会の運用等を踏まえ、条項を整理することとし、「市民からの要請に応じ」を「市民に」に、また、「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する」を「委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための」に改正することに決定した。

第12条第1項は、資質については各議員の責任であることから、別に条項を追加して削除することとし、他の条項と整合性のあるものとすることから、「資質並びに政策形成及び立案能力」を「議員の政策提言及び政策立案等の能力」に改正することに決定した。

第12条の2項は、次々と発生する新たな社会課題への対応等、広く研修の機会が必要であることから、「議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする」との条項を追加すること

とした。

第12条第3項は、第1項で削除した資質も含めて、議員各自の責任の範疇にあるとの考えに基づき、「議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、研修及び調査研究に努める」との条項を追加することとした。

第13条は、議会と議会事務局のあり方、役割等を意見交換するなかで、現条例が議員の能力向上のための議会事務局の強化と読み取れることなど課題が多いことから条文を見直すこととし、「議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能」を「議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能」に改正することに決定した。

第14条は、他議会の事例も参考に、条項と条文を整理することとし、第1項は、「議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する」を「議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、図書の充実に努めるものとする」に改正することとし、第2項は、条項の整理として「これを」を削除し、第3項は条項を削除することとした。

第15条第1項は、「市民からの意見、要望等を取り上げ」という表現については議会報告会の規定である等の指摘や、これまでの運用を踏まえて、条文全体を広報の観点から整理することとし、「議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする」を「議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表する等、情報の提供に努めるものとする」に改正することに決定した。

第15条第2項は、条文の整理として、「市政に関心を持つよう」を「市政への関心を高めるための」に改正することに決定した。

以上の条項について、条例の運用を含めた検証と意見交換での調整の結果、委員会として「京丹後市議会基本条例」の改正案を提案することに決定した。

(3) 議会報告会のあり方

多くの市民からの、議会が見えないという意見と市民の意見を聞く機会が必要との意見を受け、条例に議会報告会を盛り込み、平成20年6月議会より、毎定例会後に実施してきたが、さらに活性化を進めるために、これまでの運用等を検証しながら、今後のあり方を調査検討することとした。

議会報告会の課題として挙げられたのは、参加者が少ないこと、市民の声と

して発言がしにくいこと、議会報告会という名称が非常に堅苦しく気軽に参加できないこと、また、報告会という名称から決定したことの報告を聴くだけというイメージが強く働くこと、多くの参加者があると発言の時間が限られること、地域の要望が強く出ることがあること、議員の個人意見が述べられないなどの制約により対応が形式的になること、議会報告会を開催することが自己目的化して柔軟性をなくしていること、夜に出られない方（特に女性）は参加できないこと、意見を言いたい方以外は参加しようと思っていないこと、議会報告会の周知・広報が不足しており行き渡っていないこと、市民が関心を持つ内容でないことなどであり、また、京丹後市議会に関するアンケートにおいても、「知らなかった」32%、「開催内容がわからなかった」10%と、広報不足の意見も多くあった。

一方で、議会報告会の前向きな評価も多く、定例会や閉会中の活動など市民が議会を知ってもらう役割を一定果たしていること、年4回にこだわらずに市民の意見を聴くというような形で5回目を毎年すること、議員が多くの市民の意見を聴く機会ができたこと、小さな集落にも出向くことで出前講座的な役割を果たしていることなどから、議会報告会等の広報、内容、あり方について工夫をしなければならないが、毎定例会後に年4回開催することについて、条例にも明記することとなった。

以上の課題、意見を踏まえ、委員会として6月議会後の議会報告会について、試行的に開催することとし、広報、内容、名称、会場等について意見交換を行った。

意見交換での調整の結果、名称を「市民と議会の懇談会」と決め、広報については、市のお知らせ版へ掲載と、同時に全戸にチラシを配布することと、防災行政無線による広報も行うこととした。内容については、6月議会の報告を20分行い、その後、意見交換ということで、メインテーマを「あなたは議会になにを望みますか」として、市政全般についても可とすることとした。また、議員の個人意見も発言できることと、参加した市民にアンケートを実施することとした。会場については、試行的に午後1時30分からの昼の開催と午後7時30分からの夜の開催をそれぞれ8月18日と19日の2日間にわたり各町ごとに合計12会場で開催することとした。

そして、市民と議会の懇談会開催後の8月30日に、参加者のアンケート集計などの資料も参考にしながら、試行結果について意見交換を行い、今後の議会報告会のあり方の調整を行った。

意見交換では、昼の参加者は少なかったが、今回だけのデータでは昼はしなくてもよいということにはならないこと。これまでと比較して今回は良かったとの意見も多くあり、懇談会というやり方1回だけでは結論が出せないの、あと何回かやってみることが必要だということ。結果、報告会ではなく結論を出すまでに開催して意見を言う機会をとの市民からの意見もあり、火葬場や下水道料・し尿処理料の値上げなどをテーマにして結論を出す前に行うこと。今後も年に2回は昼の開催をすることなどの意見が出された。

委員会としては、本委員会は9月末を持って終了するが、9月議会の報告会については、試行的にもう一度懇談会として開催する必要があること。次回は、昼の開催は土日に行い、夜の開催は平日とすることとし、4日間にわたって開催すること。今回と同じくアンケートを実施すること。この結果を議会運営委員会に引き継ぐなかで、次回のデータも踏まえて結論を出していくことを確認し、議長に提言することに決定した。

(4) 議員報酬について

議員報酬については、意見交換において現状維持から10万円減額までの意見が出された。

意見交換での主な意見は以下の通りである。なお、議員報酬・定数のあり方・考え方の意見もあったので、その意見から下記に付す。

- ・ 困りごと相談が議員の職務なのか、24時間そうするのが議員なのかどうか。政策提言を含め批判監視をする。そのために資質を上げて、いろんな研究していくが議員なのかどうか。どちらもしないといけないのが議員なのかどうか。その辺をある程度は共通認識でやっていかないと議会は機能しない。また、市民の声を聞くといっても、市民の意見だからというだけでは、それは議員の姿勢ではない。市民の困りごとに対応するとしても、それを行政の基本はどうなっているかということに持っていくことが議員の仕事であり、資質を含めて考えなければならない。
- ・ 何を基準にするのかということ、議会基本条例が目指している議会をつくる、そのための議員活動をするというなかで、考えるしかないのではないか。
- ・ 議員として、議案に対する調査とか、あるいは監視のための活動は、当然議員としての活動だが、市民の税金で議員が政党活動なり、政治活動をするための保障をするべきではない。議員活動の線引きをきちんとやっていると、市民が議員に支払うべき報酬という議論ができると思うが、いまの時点ではそれを線引きすることそのものが市民の議員に対する認識も含めて難しい。

* 6万円以上減額の意見

- ・ 報酬については議員年金廃止に伴う報酬の減額がある。この6万円減額については不要経費のカットであり、32万円が報酬の基準。そして、報酬はそこからどうあるべきかというスタンスであり、1割減額するなら28万円である。年金廃止に伴う6万円は不要経費であり、6万円から10万円の削減が必要。
- ・ アンケート調査において、報酬に関しては圧倒的に60%の方が、報酬が多いという意見である。現実を市民の率直な意見として捉えるべきであり、6万円以上10万円までの減額が必要だ。
- ・ 報酬については、年金廃止に伴う6万円減額の提案内容をすべて賛成したわけではないが、同意できる部分はもちろんあり、議員の手取り金額が減るわけでもないし、市民の感情等から考えた場合には当然だということで賛成した。結論的に数字を出すならば、6万円減額は妥当なものだ。

* 一定の減額から現状維持の意見

- ・ アンケート調査を見るなかで、また、経済状況も含めて市民の感情も考えると、一定の減額は避けられないと考えるが、議会の二元代表性ということのあり方や、しっかり活動してそれに見合うだけの仕事をすべきということも考えると大幅な減額という考えにはならない。
- ・ どこまでがいわゆる職責として求めているものだという議論がはっきりしない。特に報酬については例えば本会議なり委員会なりのいわゆる公務が議員の仕事の範疇だということであれば、そこからの積み上げなり、それ以上のことも議員報酬の中で見ていくのかというような議論ができていないので、議員個人によっても考え方も随分違う。第三者的なところの考えを聞くという方法もあるのではないかとも思うが、現状を考えると、概ね現状維持から、減額する方向だと考える。

* 報酬審議会への諮問に関する意見

- ・ 報酬については、基本的には減額する方向だと考えるが、議員が自ら報酬の議論をするというのではなく、報酬審議会に諮問する。諮問にあたっては、年金廃止に伴う削減の議論、丹後地域の社会情勢、若い議員も育てること、議員定数などを付す。
- ・ 調整できるなら、幾らから幾らまでと金額を出して、その範囲を示して諮問することが必要。
- ・ アンケート調査も行い、市民の意向もそれぞれが理解しているなかには、審

議会に白紙状態で諮問するというのではなく、議会みずからきちっとしたかたちで正論を出して、それに対して答申を受けるとというのが正解である。

- ・ 報酬審議会は基本的にありえない。

8月10日、19日、9月12日、22日と意見交換を行い、22日には、議員報酬を6万円減額して32万円とする意見と、報酬審議会に諮問する意見の2つの意見となり、委員会を休憩して調整した結果も合意に至らなかった。そこで、一旦、委員会で採決を行い決定したが、調整により30日に現職議員の報酬の見直しが行われるなかで、委員会決定について再度協議を行った結果、委員会決定を取り消し、「京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正案提案を取り下げることとし、次期の議員報酬については、今後の協議を議長に委ねることとなった。

(5) 議員定数について

議員定数については、意見交換において、現状維持の24人から、2人減の22人、4人減の20人、6人減の18人までの意見が出された。

意見交換での主な意見は以下のとおりである。

*現状維持の24人の意見

- ・ アンケート全体の答えというのは、議会に対するニーズに答えられていないということが、今でも機能していないのだからそんなに要らないのではないかという考えなのではないかと思うが、定数の場合はもっと減らしたらいいという意見と同じくらい、今のままでいいという考え方もあり、面積とかを考えると、24人よりもう少し落としていくということは、市民と議会との距離感で言うともっと辛い方向に行くのではないかと考える。
- ・ 議会議員と市民との関係をもっとも重視をしていかないといけない。そういう点からみて、非常に人口は減っていくと予測されるが広域的なところにおいて、市民のアンケート等のなかでも議員の顔が見えない。それは議員の活動に問題があるという意見もあるであろうが、基本は非常に広域の中において、物理的に見えないという点も強い。市民、議員との関係からみてパイプが細くなれば一層、市民からみて議員が見えないことになっていくので、そういう点からみても現状維持でいくべきである。

*2人減の22人の意見（22人から20人の意見含む）

- ・ 経済的な状況や面積的なことも踏まえて、大幅な減ということには問題がある。委員会の議論の活性化という意味では、委員7名が必要であり、議長を除くと21名となるので、定数22名ということが最低必要である。
- ・ 京丹後市の人口も減っている中で、一定人口規模との比率も考えると、少しは減

らすという考え方もあるが、一定、地域の声やいろいろな組織の声を聴くという観点からは一定の人数が必要。また、合併の課題もまだまだ十分に整理できていないので、いろいろな意見があり、いろいろな見識の方がいることが大事で、大幅な減ということには賛成できないが、一方で、人口減の話もあり、地域の経済の話もあるなかで、市民と遊離したら議会としての（のを追加）存在価値がないので、一定減はやむを得ないので、22人とする。

- ・ アンケートをみても意見がほぼ同じ数あるということは現状のままではなく、少しは減らすべきではないのか。時代の流れ、人口減といわれると、逆に捉えれば人口減も面積が広いからたくさん議員がいるという話にもなってくるが、それらを踏まえると22人から20人が適切である。

* 4人減の20人の意見（20人から18人の意見を含む）

- ・ 地域代表ではなく市全体の代表という認識をいまの2期目の議員はしていると思う。そう考えると必要な議員は18人もしくは20人である。
- ・ 京丹後市も8年経ってかたちは整ってきたので、議会運営等もどんな方法もとれると思うので、この際20人、支持が多ければ18人でもよい。

* 6人減の18人の意見

- ・ 合併して8年というなかで、行政も議会もそろそろ成熟をしていく時期だろう。ある程度、基盤固めが8年目となれば必要になってくる。これから先、まず4年後も、その8年後もまた定数などがさわられるようなことではいけない。そろそろ固定するという考えで18人が適切である。

8月10日、19日、9月12日、22日と意見交換を行い、議員定数についての意見は、最終的に、現状維持の24人から、2人減の22人、4人減の20人の3意見に絞られた。その後、討論、採決をどのように扱うかを協議し、委員会では討論を省略することと、3意見の採決を行うこととした。

* 採決の結果

- ・ 現状維持の24人
挙手2名
- ・ 2人減の22人
挙手2名
- ・ 4人減の20人
挙手3名

採決の結果はいずれも過半数に達することなく、委員会としてこの採決結果を本会議で報告することとした。